見守り新鮮情報

©Kurosaki Gen

見守りと気づきのポイント

<居室・居宅の様子>

- □ 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- □ 不審な健康食品、魚介類などはないか
- □ 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- □ 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- □ 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- □ 居室が不自然に散らかっていないか
- □ 不審な業者が出入りしている形跡はないか

<本人の言動や態度など>

- □ 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- □ お金に困っている様子はないか
- □ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- □ 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- □ 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう

ひとこと助言

- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第521号（2025年9月18日）発行：独立行政法人国民生活センター